

広島県・広島市折半保証
第４２回広島高速道路債券発行要項

- １．発行者の名称 広島高速道路公社（以下「本公社」という。）
- ２．債券の総額 金１６億円
- ３．振替債
本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成１３年法律第７５号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、第２３項に定める振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。
- ４．各債券の金額 １，０００万円
- ５．利 率 年 ２．３３１パーセント
- ６．発行価額 各債券の金額１００円につき金１００円
- ７．償還金額 各債券の金額１００円につき金１００円
- ８．償還の方法及び期限
 - （１）本債券の元金は、令和１８年２月２０日にその総額を償還する。
 - （２）償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
 - （３）本債券の買入消却は、法令又は第２３項に定める振替機関の業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。
- ９．利息支払の方法及び期限
 - （１）本債券の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれを付け、令和８年８月２０日を第１回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年２月２０日及び８月２０日の２回に、各その日までの前半か年分を支払う。
 - （２）半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもってこれを計算する。
 - （３）利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
 - （４）償還期日後は、利息を付けない。
- １０．元利金の支払
本債券の元利金は、社債等振替法及び第２３項に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。
- １１．担保の有無
本債券には担保は付されておらず、また、本債券のために特に留保されている資産はない。
- １２．保証
本債券の元金及び利息の支払については、地方道路公社法（昭和４５年法律第８２号）の定めるところにより、設立団体である広島県及び広島市の議会議決（広島県 令和７年３月１７日議決、広島市 令和７年３月２７日議決）に基づき、設立団体が折半して保証する。
- １３．募集の受託会社
 - （１）本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社広島銀行とする。
 - （２）募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。
 - （３）募集の受託会社は、法令、本要項並びに本公社及び募集の受託会社との間の令和８年２月６日付広島県・広島市折半保証第４２回広島高速道路債券募集委託契約に定める事務を行う。
 - （４）株式会社広島銀行は、本債券に関し、第２３項に定める振替機関の業務規程において定める発行代理人業務及び支払代理人業務を行う。
- １４．公告の方法
 - （１）本公社は、本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係を有する事項であって、募集の受託会社が本債券の債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
 - （２）本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、広島県報及び広島市報にこれを公告する。
- １５．債券原簿の公示
本公社は、本公社本社内に債券原簿を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。
- １６．本要項の変更
 - （１）本公社は、募集の受託会社と協議のうえ、本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き本要項を変更することができる。
 - （２）前号に基づき本要項が変更されたときは、本公社はその内容を公告する。ただし、本公社と募集の受託会社が協議のうえ不要と認めた場合はこの限りでない。
- １７．本債券の債権者集会
 - （１）本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に関する事項について決議をすることができる。
 - （２）債権者集会は、広島市において行う。
 - （３）債権者集会は、本公社又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の３週間前までに、債権者集会を招集する旨、債権者集会の日時及び場所、債権者集会の目的である事項並びにその他の必要な事項を公告する。
 - （４）本債券の総額（償還済みの額を除き、本公社が有する当該債券の金額の合計額は算入しない。）の１０分の１以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を本公社又は募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。
 - （５）本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額の合計額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有する。
 - （６）前号の規定にかかわらず、本公社は、その有する本債券については、議決権を有しない。
 - （７）債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者の議決権の総額の５分の１以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の３分の２以上の議決権を有する者の同意がなければならない。
 - （８）前号の場合においては、次のいずれかに該当する決議をす

ることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、係る決議は効力を有しない。

①債権者集会の招集の手續又はその決議の方法が、法令又は本要項の定めに違反するとき

②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき

③決議が著しく不公正であるとき

④決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき

(9) 本債券の債権者は、代理人によってその議決権を行使することができる。本公社又は募集の受託会社は、その代表者若しくは代理人を債権者集会に出席させ、又は書面により意見を述べるができる。債権者集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところに従い、書面によって議決権を行使することができる。

(10) 債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対してその効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社が当たるものとする。

(11) 本項に定めるほか、債権者集会の手續の細則については、本公社と募集の受託会社が協議してこれを定め公告する。

18. 募集の受託会社への事業概況等の通知・報告義務

(1) 本公社は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。

(2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令又は本公社の内部規則その他の定めに反しない範囲において、本公社に対し、業務、財産状況を知らるために必要な書類の提出を請求することができる。

19. 申込期日 令和8年2月6日

20. 募集方法 一般募集

21. 払込期日 令和8年2月20日

22. 引受会社

SMBC日興証券株式会社（代表・事務）

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（代表）

大和証券株式会社（代表）

23. 振替機関 株式会社証券保管振替機構

以 上